

下層階級の漢文世界は『本朝文粹』的漢文世界とどのように相對するの
か—見過ごされてきた平安朝漢文学のもう一つの世界—

How Was the Sinitic World of the Lower Classes Related to the Sinitic
World Characteristic of the *Honchō Monzui*? :
Another world of Heian Dynasty Sinitic literature that has been
overlooked

三 木 雅 博
MIKI Masahiro

【要旨】

平安朝漢文学の担い手といえば、大学寮で高度な漢学の研鑽を積み、漢語を自在に用いて作詩や作文が行える文人官僚たちを、多くの人は思い浮かべるであろう。菅原道真や大江朝綱、大江匡衡、菅原文時、院政期に降っては大江匡房などがその代表的存在として挙げられる。しかし、平安時代、漢語を用いて漢文を綴っていたのは、これらの名だたる文人官僚たちばかりではない。これらの文人官僚たちのもと下、朝廷で下働きをする官人、あるいは地方の国衙やその出先で働く在地の官人、都や地方の寺院で文書の作成に携わる僧侶など、多くの場所に様々な漢文を綴ることを生業なりわいにしていた人々がいた。こうした人たちが作成する漢文の大半は日常的な文書の類たぐいであり、その役目が終わると廃棄されてしまい、残されたものも歴史の「史料」とはなっても「作品」と呼べるものはほとんど残っていない。

とはいえ、中にはそう呼べるものもいくつか存在し一本稿で扱う『尾張国解文』『将門記』『仲文章』などが挙げられる一、細々ほそぼそとではあるが現在まで伝わっている。

本稿では、こうした下層の官人や僧侶たちが生み出したと思われる作品や、その作品を形成している漢文の世界に焦点をあて、それらが前述の名だたる文人官僚たちの作成した漢文の世界—彼らの代表作が収められた書物『本朝文粹』の名を取り『『本朝文粹』的漢文世界』と仮称する—と相對的にどのような関係にあるのかを考察し、こうした下層階級の漢文作品の存在意義について述べてみたい。

はじめに

平安朝漢文学の担い手といえば、大学寮で高度な漢学の研鑽を積み、漢語を自在に用いて作詩や作文が行える文人官僚たちを、多くの人は思い浮かべるであろう。菅原道真はその筆頭に位置し、その跡を継ぐ者として大江朝綱や大江匡衡、菅原文時、院政期に降っては大江匡房などの名が代表的存在として挙げられる。

しかし、平安時代、漢語を用いて漢文を綴っていたのは、これらの名だたる文人官僚たちばかりではない。これらの文人官僚たちのもと下、朝廷で下働きをする官人、あるいは地方の国衙やその出先で働く在地の官人、都や地方の寺院で文書の作成に携わる僧侶など、多くの場所に様々な漢文を綴ることを生業なりわいにしていた人々がいた。こうした人たちが作成する漢文の大半は日常的な文書の類たぐいであり、その役目が終わると廃棄されてしまい、残されたものも歴史の「史料」とはなっても「作品」と呼べるものはほとんど残っていない。とはいえ、中には「作品」と呼べるものもいくつか存在し一本稿で扱う『尾張国解文』『将門記』『仲文章』などが挙げられる一、細々ほそぼそとであるが現在まで伝わっている。

本稿では、こうした下層の官人や僧侶たちが生み出したと思われる漢文作品や、その作品を形成して

いる漢文の世界に焦点をあて、それらが前述の名だたる文人官僚たちの作成した漢文の世界—彼らの代表作品が収められた書物『本朝文粹』の名を取り「『本朝文粹』的漢文世界」と仮称する—と相対的にどのような関係にあるのか（どのように対峙し、どのように接続するのか）を考察し、こうした下層階級の漢文作品の存在意義について述べてみたい。また併せてこれらの下層階級の漢文作品が後世にどのような影響を与えたかについても述べておきたい。

なお、本稿は2021年5月15日にオンラインで開催された「第65回国際東方学会議 東京会議シンポジウム」の「Ⅱ 平安朝漢文学の散文の諸相」（企画責任者：藤原克己氏）で行った口頭発表「下層階級の漢文世界は『本朝文粹』的漢文世界とどのように対峙するのか—庶民性・在地性を切り口に—」をもとに成稿化したものである。

1. 下層階級の漢文世界が生み出した作品

1-1. 早期の下層階級の漢文作品—「那須国造碑」の銘文

平安朝の下層階級の漢文作品を考えるにあたり、まずより古い時期の下層階級の作者の手になると思われる漢文作品「那須国造碑」の銘文を取り上げ、その表現や内容の特徴を確かめておきたい。「那須国造碑」は栃木県大田原市湯津上に存し、文武四年（700）に薨じた那須国造^{いづ}草提の履歴や行徳の顕彰を目的として、草提の子の意志麻呂らが作成したもので、その碑文は意志麻呂らの意を呈して、おそらく彼らの下で働く在地の官人が撰文したものと考えられる。

その冒頭には、

仰ぎ^{おもひ}惟^{のみ}みるに、殞公は広氏の尊胤にして国家の棟梁なり。一世の中に重ねて^{かふむ}式照を被り、一命の期に連ねて再甦せらる。骨を砕き髓^{かか}を挑ぐとも、^{あに}豈前恩に報いむや。

（以下、「那須国造碑」の碑文本文は『古京遺文』に拠り、訓読は私に施したものをを用いる）

と、父の草提が一生（一世）のうちに二代の天皇の恩顧（式照）を蒙り、そのお陰で父の死後もその官職を子が受け継ぐ（再甦）ことができたこと、たとえ身を砕いてでも（砕骨挑髓）その父の恩に報いなければならないことが述べられ、その後には次のような文章が続く。

是以、曾子之家、无有嬌子。仲尼之門、无有罵者。行孝之子、不改其語。銘夏堯心、澄神照乾。六月童子、意香助坤（是を以て、曾子の家に、嬌子有ること無し。仲尼の門に、罵る者有ること無し。孝を行ふ子は、其の語を改めず。夏の堯の心を^{しる}銘して、^{こころ}神を澄ませ乾を照らす。六月の童子は、^{かお}意香りて坤を助く）。

文章の形式的な特徴として、四字句を連ねて対句を形成していくことに腐心していることが挙げられる。前半の「曾子…、仲尼…」の対句では、孝子として名高い曾参の家には「嬌子」が出ることはなく、礼の創始者である孔子の門には「（親を）罵る者」はいないと、自分たちも親への孝を忘れず礼を尽くさねばならないことを述べる。この人名に「…之門」「…之家」などの接尾語を加えて対句を作る手法は、平安後期の下層階級の作者の手になる教訓書『仲文章』（詳しくは後述）の「学業篇」にも、

開肉眼之門、啻仲尼之家。照愚懷之燭、急顔回之光也（肉眼を開く門は、^{ただ}啻仲尼の家なり。愚懷を照らす^{ともしび}燭は、^{たちま}急ち顔回の光なり）。

と見え、共通する表現が時を隔てて両者に用いられていることに注意すべきであろう。

「銘夏堯心」以下の後半の対句は非常に難解であるが、「銘夏堯心…」は東野治之氏によると「夏の堯の心を銘す」と訓み、実子に国を継がせず、孝子舜に二女を与え国を譲った古代の聖帝堯の故事をふまえ、「六月の童子…」は『詩経』「六月」に詠まれた尹吉甫の子、孝子伯奇を指すかと考えられ、「孝子である舜や伯奇たちの孝心は天地をも感応させる」と言おうとしたものと思われる。舜の孝心に感じ

¹ 東野治之氏『日本古代金石文の研究』（岩波書店、2004年）第七章「那須国造碑」。

た堯が舜に国を譲った故事は諸書に見える有名な話であるが、孝子としての伯奇のまとまった物語は、中国で早く失われ日本にのみ現存する幼学書『孝子伝』²だけに見えるものである。『孝子伝』は奈良時代までに既に日本に渡来しており官人たちに広く学ばれていたことが明らかにされており³、こうした資料を通じて、飛鳥時代の「浄原令」の段階から「孝」の概念が既に日本でも行われていたことが、これも東野治之氏により指摘されている⁴。

「那須国造碑」においても、幼学書の『孝子伝』に登場する人物を意識して先の文章が作成されていると考えられ、作者は中央で施行されていた『令』の背景となる「孝」の概念を、幼学の知識を基にいち早くこの碑の銘文に積極的に取り込んでいる。「那須国造碑」の銘文の作者は、中央の文人貴族や官僚に比べれば漢文の作成能力は高くはないものの、中央の動向にも通じた在地の下層官吏の一人であったのではないだろうか⁵。先に「那須国造碑」銘文に後世の教訓書『仲文章』と共通する表現が既に見えることに注意したが、幼学書『孝子伝』の孝子故事も『仲文章』が親の恩を説く際に常用するものであった。奈良時代以前に在地の一官人が作成したと考えられる「那須国造碑」の銘文に平安朝の下層階級の漢文作品と共通する要素が既に見られることに、下層階級の漢文世界における連続性の一端が窺えるのではないだろうか。

1-2. 平安朝の下層階級作者が作成した三つの漢文作品

「那須国造碑」の銘文は奈良時代以前の文武朝に作成された、下層階級の漢文作品の先駆として貴重な存在であるが、総文字数は百字程度のごく短い作品で、内容も父の顕彰と報恩を抽象的に述べたものであった。これに対して、平安朝になると下層階級に属する人物が特定の目的のために記した長文の漢文作品が作成され、現在に至るまで伝来している。本稿では次の三作品を平安時代の下層階級作者により作成された漢文作品として取り上げ、同時期に平安時代の宮廷で活躍した文人官僚たちの作成した漢文作品一『本朝文粹』的漢文世界に属する作品一と比較しながら、表現の特色や存在意義について論じていきたい。まず、三作品について簡単に紹介しておく。なお個々の作品の作者についての情報は、後の「4. 下層階級の漢文作品の存在意義(2)ー在地性」の章で作品の「在地性」と関わって詳述するので、ここでは省く。

○『尾張国郡司百姓等解文』（永延二年（988）成立。以下適宜「尾張国解文」「解文」と称する）

尾張国司藤原元命の職務怠慢と不法行為についての報告とその告訴を目的とする文書。地方で起こっている問題を朝廷に訴える際に、修辞のうえで下層階級の〈学文〉^{がくもん}が効果的に用いられている。本稿での引用は梅村喬氏『尾張国郡司百姓等解文の時代』（塙書房、2020年）の「本文」に拠り、引用にあたり（ ）に条文の番号を記す。

*「学文」とは現在使われる「学問」とは異なり、漢文の読み書きを中心とした漢学の学びやそこからもたらされる教養をいう用語で、平安時代から室町時代にかけて一般的に用いられた。

○『将門記』（本文末に「天慶三年六月中記文」とあり、これを信じれば天慶三年（940）の成立であるが実際の成立はこれよりやや下とする見方もある。康和元年（1099）の書写奥書がある古写本が真福寺に

² 『孝子伝』やそこに収録された孝子譚については、黒田彰氏に『孝子伝の研究』（思文閣出版、2001年）、『孝子伝図の研究』（汲古書院、2007年）の著書があり、『孝子伝』のテキストとしては幼学の会編『孝子伝注解』（汲古書院、2003年）が刊行されている。

³ 小島憲之氏『萬葉以前一上代びとの表現』（岩波書店、1986年）第六章「上代官人の『あや』その一ー外来説話類を中心としてー」、東野治之氏「律令と孝子伝ー漢籍の直接引用と間接引用ー」（同氏『日本古代史料学』岩波書店、2005年）、黒田彰氏「令集解の引く孝子伝について」（注2前掲『孝子伝の研究』所収）などを参照。

⁴ 注1及び注3の東野氏論考参照。

⁵ 三木「下層官吏層の〈学文〉と文学活動ーその実態と展開についてー」（『平安朝漢文学鉤沈』和泉書院、2017年）参照。

蔵されるので十一世紀には成立していたことは確実である)

坂東における平将門の乱の勃発から終結までの記録。先の『尾張国郡司百姓等解文』が国司の悪行を糾弾するための事実の報告に留まるのに対し、作者の感慨や心情が記された箇所もあり、後世の軍記文学へ向けて一步を踏み出した作品として評価される。なお、佐倉由泰氏に『将門記』の記述と『尾張国解文』『仲文章』の記述との共通性を抽出し、その背後にある強固な「吏」のリテラシーの存在について論じた一連の論考が存し⁶、その問題意識は本稿と通底するのでぜひ参照されたい。本稿での『将門記』の引用は新編日本古典文学全集『将門記』（小学館、2002年）に拠り、引用にあたり同書の段落番号を（ ）に記す。

○『仲文章』（永延二年（988）～寛治二年（1088）の間に成立）

幼学（初学者の漢文学習）のために作成された教訓書。「孝養」「学業」「農業」「貴賤」「吏民」「礼法」「金友」の各篇から成る。下層階級の〈学文〉が教訓書の形で結晶したもの。彼らの〈学文〉の実態や、彼らが抱いていた思想—といえるほど昇華していないかもしれないが、彼らのモラルや主張は盛り込まれている—をも知ることができる。作者は冒頭の題下に「東尉山 白舎人」とあり、白舎人すなわち白居易に仮託されている。本稿での引用は幼学の会編著『諸本集成 仲文章注解』（勉誠出版、1993年）に拠り、引用にあたり（ ）に当該箇所の篇名を記す。

2. 下層階級の漢文作品の表現の特徴

2-1. 正統的な漢籍には用いられない卑俗な用語の使用

それでは、はじめに、これら下層階級の作者が作成したと考えられる三つの漢文作品に共通してみられる表現の特徴について見ていきたい。その表現に共通するのは「表現自体が正統的な漢籍には見えない」あるいは「表現自体は正統的な漢籍にも見えるが、漢籍での用法とは大きく意味がずれて用いられる」という点である。『本朝文粹』的漢文世界に属する平安朝の文人官僚たちが作成した漢文作品は、基本的には正統的な漢籍に用いられる表現を使用し、その用法自体も正統的な漢籍の用法を大きく逸脱しないことを原則として作成されているが、下層階級の作者たちが作成する漢文作品には、こうした原則を大きく逸脱した表現が頻出する。この項ではまず「正統的な漢籍には用いられない用語」の代表的な例をいくつか取り上げてみたい。

○廁虫—ウジ虫

- ・『将門記』（第二一段）（将門追討に派遣された平貞盛が将門の私兵の強さに対して、追討軍の弱さを嘆く場面に）貞盛仰天云、私之賊、則如雲上之雷。公之従、則如廁底之虫（貞盛天を仰ぎて云はく、^{わたくし}私^の賊は則ち雲の上の^{いかづち}雷^の如し。公^の従^は則ち廁^の底^の虫^の如し）。
- ・『仲文章』（農業篇）智者幣、譬如瑩珣墮土。愚者豊、相同廁虫不餒（智者の^{おとろ}幣^へたるは、譬^へば瑩珣^の土に^おちたるが如し。愚者の豊かなるは、廁虫^の餒^えざるに^{あひ}同じ）。 * 「瑩珣」は「輝く玉」の意。現代でも「ウジ虫のような奴」と侮蔑の形容に用いられるが、『本朝文粹』的漢文世界ではまず使われない用語である。和語「うちむし」を漢字でこのように表記することは下層階級の漢文を綴る人たちに共有されており（ちなみに「かはやむし」は『日本国語大辞典（第二版）』には立項されていない）、作者たちもおそらく平安朝当時から世間に流布していた「ウジ虫」を用いた侮蔑表現をこのように記したのであろう。

なお『仲文章』には最初に作られた原撰本の西野本と、後人が文章を大きく改めた改訂本（静嘉堂文庫本、彰考館文庫本、島原松平文庫本等）とが存在するが、引用した西野本本文の「廁虫」は、改訂本諸

⁶ 佐倉由泰氏『軍記物語の機構』（汲古書院、2011年）第二章『将門記』の記述を支えるもの、同『将門記』を拓く』（『軍記物語講座第一巻 武者の世が始まる』花鳥社、2020年）。

本では意味は同じでも正統的な漢語表現である「蝓娘」(『爾雅』積虫に「蝓蛻、蛻娘」と見える)に改められている。

○無為方一どうすることもできない(和語の「せむかたなし」)

- ・『尾張国解文』(第一条) (国司やその一族が、定められた租税以外に民衆の財物や土地の産物を収奪することを述べ) 因之郡司迷心神、百姓無為方。更忘万民之撫育、只存一身之利潤(之に因り郡司は心神を迷はせ、百姓は為む方無し。更に万民の撫育を忘れ、只一身の利潤を存す)。
- ・『将門記』(第二〇段) (貞盛の妻たちが将門の軍勢に捕らえられる場面) 就中、貞盛之妾被剥取露形、更無為方矣。眉下之淚洗面上之粉、胸上之炎焦心中之肝(中に就きて、貞盛の妾は剥ぎ取られて形を露にして、更に為む方無し。眉の下の涙は面上の粉を洗ひ、胸の上の炎は心中の肝を焦る)。

おそらく和語の「せむかたなし」を漢字を用いて表記した語で、当然漢籍には用いられず、平安朝の『本朝文粹』的漢文世界の作品にも見えない用語である。しかし、両作品より年代はやや下るが『御堂関白記』に「(彰子中宮の居所より出火) 有西垣辺内膳大炊室、火付焼間、戌亥風吹付西対、無為方。而忽有北風不付也。是仏神所助也(西の垣辺に内膳大炊室有りて、火付きて焼くる間、戌亥の風西の対に吹き付くに、為む方無し。而るに忽ち北風有りて付かざるなり。是れ仏神の助くる所なり)」(長和元年(1012)二月二日条。引用は『大日本古記録』に拠る)、天喜三年(1055)の「後河莊司田堵等解」(東大寺文書之九、『大日本古文書』巻九五 886 頁)に「而此庄于今未被佐汰間、国使勘責甚、以無為方、未例如是国役被免除者(而るに此の庄今に佐汰されざる間、国使勘責甚しく、為む方無きを以て、例ならず是の如く国役免除さる者)」など、古記録や古文書などでは一般的に用いられており、正統的な漢籍の漢文を意識しない平安時代の実用文書の世界においては日常的に用いられる語であったと考えられる。

○伴類一主の一族や従者ではないが、主の配下に在って共に行動する人々

- ・『尾張国解文』(第一六条) (雑使が勝手に領地を巡回して領民の米や絹などを収奪する) 今検案内、国宰須加巡察、依恪勤行者也。而為宥子姪伴類、不知法条所差、只任貪欲催、無顧狂心之輩(今案内を検するに、国宰須らく巡察を加へて、恪勤に依りて行ふべき者なり。而るに子姪伴類を宥めんが為に、法条の差す所を知らず、只貪欲の催すに任せて、狂心の輩を顧ること無し)。
- ・『将門記』(第七段) (将門、平良兼の急襲をうける) 其日、将門急勞脚病、毎事朦々。未幾合戦、伴類如算打散。所遺民家、為仇皆悉焼亡(其の日、将門急に脚病を勞りて、毎事に朦々たり。未だ幾も合戦せざるに、伴類算の如く打ち散りぬ。遺る所の民家、仇の為に皆悉く焼け亡びぬ)。*他に八例あり。
- ・『仲文章』(礼法篇) 朝導伴類、好大康無道之狩、夕牽猛狗、為簡子非法之行(朝に伴類を導き、大康無道の狩を好み、夕に猛狗を牽きて、簡子非法の行いを為す)。

「伴類」は先の「厠虫」や「無為方」とはやや性格が異なり、中国でも用いられた語であるが、正統的な漢籍には用いられず、内典(漢訳仏典)に見い出される語である(少数ではあるが内典以外にも例は見える)。たとえば「十律。尼不得罵謗比丘(略)莫近惡知識、惡伴類等(十律。尼は比丘を罵謗するを得ず(略)惡知識、惡伴類等に近づく莫れ)」(『四分律疏』巻十「尼榿度」)、「若衆生年三十時、行殺生業網捕衆生、行此事時必有伴類。此業能感地獄生(略)見地獄時、如昔見江湖諸伴类等、相牽共入其中(若し衆生年三十の時、殺生の業を行ふ網捕の衆生、此の事を行ふ時は必ず伴類有り。此の業能く地獄の生に感ず(略)地獄を見る時、昔の如く江湖の諸の伴類等を見て、相牽きて共に其の中に入る)」(『法苑珠林』巻九七「送終篇・受生部」と見え、内典では「仲間、同類」の意で用いられているようである。

ところが上記の三例では、単なる「仲間」の意ではなく、いずれも「(主の)配下の人々」を指す語として用いられている。この語も九世紀以前の古い用例は見いだせないが、『将門記』と同時期の藤原忠平の日記『貞信公記』に「左閤御消息云、諸衛官人舍人等、獄門前立平張会集事。左兵衛府生忠則為看督長被凌轢事相訪也云々。召籠之間、脱冠、絶狩袴久々利。令敵内豎伴類途中凌礫者(左閤の御消息に云く、諸衛の官人舍人等、獄門の前に平張を立てて会集の事あり。左兵衛の府生忠則看督の長為りて凌轢

さる事ありて相訪ふなりと云々。召籠の間、冠脱げ、狩袴の久々利絶ゆ。敵の内豎伴類をして途中に凌躒せしむ者^{てへり}」(天慶三年(940)六月五日条、引用は『大日本古記録』に拠る)と、やはり「配下の者」の意で用いられており、内典の用法を離れて平安時代の実用文書の中で用いられていた語であることがわかる。今、内典の「伴類」がなぜこのような意味変化を遂げて平安時代の実用文書に用いられるようになったのかは不明で改めて考察する必要があるが、この「伴類」も「無為方」と同じく、正統的な漢籍には見えない実用文書の語彙が用いられた特徴的な例に挙げることができよう⁷。

○民烟(民煙) — 「民家」ひいては「領民」の意で用いられる

・『尾張国解文』(第五条) 方今無郡司者、国宰有誰。無民烟者、郡司何奉公(方今郡司無くば、国宰誰か有らん。民烟無くば、郡司何ぞ奉公せん)

同(第一四条) (国司の悪行) 到民烟者、自馬不下、不着于座、乍騎於馬、以郎等従者破戸放部、令搜取雑物等(民烟に到れば、馬より下りず、座に着かず、馬に騎り乍ら、郎等従者を以て戸を破り部を放ちて、雑物等を搜り取らしむ)。

・『将門記』(第七段) 夜、民烟絶煙(夜、民烟煙を絶つ)。

・『仲文章』(吏民篇) 勤公事之道、楽而必有苦、領民煙之理、強而復和(公事を勤むる道は、楽しけれども必ず苦有り、民煙を領ずる理は、強けれども復た和やかなり)。

この語が漢籍には見えない和製漢語であることや、語の用字から想起される「民家の(炊事の)煙」の意ではなく、なぜ「民家」あるいは「領民」の意となるのかについては、既に栞竹民氏に先行研究が存するので参照願いたい⁸。ここで問題にしたいのは、この和製漢語である「民烟」の語が『本朝文粹』に採られた先行作品にも登場していることである。

・延喜二年(902)三月十三日太政官符「応停止勅旨開田并諸院諸宮及五位以上買取百姓田地舍宅占請閑地荒田事(勅旨の開田並びに諸院諸宮及び五位以上、百姓の田地舍宅を買い取り閑地荒田を占請するを停止すべき事)」(『本朝文粹』卷二「官符」所収、『類聚三代格』卷一九「禁制事」にも所収)

(権門が百姓の田地や舍宅を買い取ることの弊害を述べ) 加之、賂遺之所費、田地遂為豪家之庄、奸搆之所損、民烟長失農桑之地(加之、賂遺の費える所、田地は遂に豪家の庄となり、奸搆の損なふ所、民烟は長に農桑の地を失ふ)。 * 『本朝文粹』は岩波書店「新日本古典文学大系」に拠る。以下同じ。

注意すべきは、この作品は「太政官符」という行政文書の見本として『本朝文粹』に採られたものであり、しかも官符の表題に拠ると、勅旨による新田開墾や権門による百姓たちの田地・家屋の買い取りを禁止する、という地方行政の問題に関わる内容を持つという点である。つまりこの作品は『本朝文粹』に採られた漢文作品の中では、今でいう「文学性」の薄い、下層階級の漢文世界の作者たちが日頃携わっている文書に近い存在といえ(文書の作者名も記されない)、朝廷の中央にいる文人官僚が関与する『本朝文粹』的漢文世界の中にも、下層階級の漢文世界と通底する要素を持つ作品が存在するということがわかる。この問題については後の「5. 下層階級の漢文世界と『本朝文粹』的漢文世界の接続」でさらに詳しく扱いたいと思う。

2-2. 正統的な漢籍での漢語の用法と大きくずれた漢語の使用

さらに下層階級の下漢文作品には、その語自体は正統的な漢籍にも見えるが、その意味用法は漢籍で用いられる意味とは大きく変化して用いられる漢語が使用されている。前項の「伴類」も、漢籍には用いられないが、内典では用いられている語なので、あるいはこの項に入れてもよい語なのかもしれない。次にいくつかの例を示そう。

⁷ 『将門記』の「伴類」については、春田隆義氏「将門の乱における武力組織—とくに「伴類」について—」(『史元』〈明治大学日本古代史研究会〉2・3・4 合併号、1967年5月)において、その内実や働きが詳細に検討されている。

⁸ 栞竹民氏「民烟」小考(『鎌倉時代語研究』〈鎌倉時代語研究会〉21、1998年5月)。

○「能治」— (人民を) 上手に統治すること

- ・『尾張国解文』(第二条) (国司が書生や雑人に支給すべき酒食を郎党従者に配給) 而守元命朝臣、奪留其飲食、以顧己之郎従。能治之化、无始无終。兇濫之政、継日継夜 (而るに守元命朝臣、其の飲食を奪ひ留め、以て己の郎従を顧る。能治の化、始めも無く終りも無し。兇濫の政、日を継ぎ夜を継ぐ)。
- ・『仲文章』(吏民篇) 能治之君、如孕兒之母、存理之民、猶似仰父之子 (能治の君は、兒を孕む母の如し、存理の民は、猶父を仰ぐ子に似たり)。

「能治」という語句自体は「主道治近不治遠、治明不治幽 (略) 主能治近則遠者理、主能治明則幽者化 (主の道は近きを治め遠きを治めず、明を治め幽を治めず (略) 主能く近きを治むれば則ち遠者は理され、主能く明を治むれば則ち幽者は化す)」(『荀子』王霸篇)、「孔子曰 (略) 能治其国家、誰敢侮之 (孔子曰く (略) 能く其の国家を治むれば、誰か敢て之を侮らんや)」(『孟子』公孫丑上)、「未有不能自治而能治人者也 (自ら治むること能はずして能く人を治むる者は未だ有らざるなり)」(『漢書』卷五八・公孫弘伝) のように漢籍でも広く用いられている。しかしそのほとんどが、動詞「治」に形容語「能」を冠した「能く…を治む」と訓むべき用法であり、上記の二者が「能治之化」「能治之君」と名詞的に用いられている点で大きく異なっている。

この「能治」も仁和三年(887)七月十一日の「大安寺伝灯大法師位安宗謹言／伽藍寺院号曰極楽寺」記文(石清水文書之五「極楽寺縁起」所収、『大日本古文書』卷五 115 頁)に「爰安宗建立道場、後代無人侍。若有擢能治之人者、不簡自他道俗、讓興法之好事、代々世々相伝 (爰に安宗道場を建立するも、後代に人の侍む無し。若し能治の人を擢ること有らば、自他道俗を簡ばず、興法の好事を譲り、代々世々に相伝せむ)」と名詞化した例が見えており、既に平安前期の僧侶たちの間で名詞化した「能治」の語が用いられていたことがうかがえる。

○嘖眉— (非道な政治により) 人々が嘆き悲しむ様

- ・『尾張国解文』(第七条) (国司一味は) 凡依一身之貪利、遂絶百姓之世途。于時天朝之人民、嘖眉泣歎、部内浪人、敬踵悲愁 (凡そ一身の利を貪るに依りて、遂に百姓の世途を絶つ。時に天朝の人民、眉を嘖めて泣歎し、部内の浪人、踵を敬てて悲愁す)。
- ・『将門記』(第一五段) (将門が下野国に攻め入り国司たちが追放されたので) 国内吏民嘖眉而涕淚、堺外士女挙声而哀憐 (国内の吏民は眉を嘖めて涕涙し、堺外の士女は声を挙げて哀憐す)。
- ・『仲文章』(吏民篇) (非道な政治や讒言が行われると) 師広嘖眉、哭於琴前、于公恨天、避於楼後 (師広は眉を嘖めて、琴前に哭し、于公は天を恨みて、楼後に避る)。

「嘖眉」は漢籍において古くから常用され、人の憂愁や不快の感情や表情を表すのに広く用いられるが、上記の『将門記』や『尾張国解文』では、いずれも政治が混乱して民衆が嘆き悲しむ様に特化して用いられている。『仲文章』の例では、「眉を嘖める」のは人々ではなく「師広」という個人であるが、引用した対句は「吏民篇」の、官の政が非道や讒言により乱れると民が苦しむ、という文脈に沿って用いられており、不徳の帝王が琴の秘曲の演奏を無理強いするのを諫めた師広の故事(『史記』楽書・感応、『淮南子』『韓氏外伝』『瑠玉集』等にも見える)と、讒言により太守に罪に陥れられた孝婦の判決を拒否して政務を拒否した于定国(于公)の故事(『漢書』卷七一・于定国伝)を対にしたもので、この師広の「嘖眉」も、『将門記』や『尾張国解文』の「嘖眉」と同様に「為政者の不徳を嘆く」表現としてここに用いられたものと思われる。後の例ではあるが、承安三年(1173)十月の「興福寺僧綱等申状案」(尊経閣文庫所蔵興福寺牒状所収、『平安遺文』卷七・3637)に「(近頃叡山が重んじられ南都が軽んじられるようになり、朝廷での訴訟の取り扱いにも差が出てきて) 四所神明追日嘖眉、七堂冥衆迎時反唇 (四所の神明日を追ひて眉を嘖め、七堂の冥衆時を迎へて唇を反す)」と「嘖眉」が見えるが、これは朝廷の叡山偏重に対する南都の神々の嘆きを、前述の人民が政治の非道を嘆く用法に準じて表現したものであろう。

2-3. 正統的な漢籍には用いられない比喻や言い回しの使用

前の二項では、正統的な漢籍には用いられない用語、あるいは漢籍と大きくずれた用法がなされる用語について見てきたが、ここでは正統的な漢籍に用いられない比喻や言い回し、すなわち下層階級の漢文にのみ用いられる特徴的な常套表現について見ていきたい。

○巖を破り山を傾ける—（讒言や違法行為が）国を滅ぼし傾けることの喩え

- ・『将門記』（第九段） 于時彼介心中以為、讒劍破巖、属請傾山（時に彼の介（平良兼）心中に以為、讒劍は巖を破り、属請は山を傾くと）。
- ・『仲文章』（吏民篇） 敗国之賊、莫惡於讒人。追民之敵、莫悲於非法。所謂、讒言劍破巖、非法鉞傾山、若其謂之耶（国を敗る賊は、讒人より悪しきは莫し。民を追ふ敵は、非法より悲しきは莫し。所謂、讒言の劍は巖を破り、非法の鉞は山を傾くとは、若し其れ之を謂ふか）。

讒言を刀劍に喩える表現は、漢籍に「昔人興讒言於青蠅、譬利口於刀劍者、以其点素成緇、刃勁傷物（昔人讒言を青蠅に興し、利口を刀劍に譬ふるは、其の素に点じて緇を成し、刃勁くして物を傷つくるを以てなり）」（『劉子』卷六）と見える、讒言を青蠅に喩え（『詩經』青蠅に抛る）、利口（口先だけの巧言）を「刀劍」に喩えた文言などを源流とするものかもしれないが、「讒言」や「属請」（関係を利用した不当な頼み事）や「非法」などの為政者の悪行が国や民を破滅へと追いやることを「破巖」「傾山」と表現する例は、漢籍に見い出せていない。

○鉞を踏む虎—権勢を誇る者が非常に危うい立場にいることの喩え

- ・『将門記』（第二四段）（将門敗死後の記事） 哀也、新皇敗徳之悲、滅身之歎、譬若欲開之嘉禾早萎、將耀之桂月兼隱。左伝云、貪徳背公、宛如憑威踏鉞之虎（哀しいかな、新皇の敗徳の悲しみ、滅身の歎き、譬へば開かむと欲する嘉禾の早く萎み、耀かむとする桂月の兼ねて隠るるが若し。左伝に云はく、徳を貪りて公に背くは、宛も威を憑みて鉞を踏む虎の如しと）
- ・『仲文章』（礼法篇） 貪財忘善、如魚吞釣、侈徳好悪、似踏鉞之虎（財を貪り善を忘るるは、魚の釣を吞むが如し、徳に侈り悪を好むは、鉞を踏む虎に似たり）

『将門記』は「左伝に云はく」とするが、類同の文言は『春秋左氏伝』やその諸注釈には見えず、また漢籍全般を見渡しても例を見い出せない。おそらく当時行われていた俗諺にもとづくものであろう。

上記の二例の比喻は『将門記』『仲文章』に共通して用いられるが、『尾張国解文』には用いられていない。これは偶々の結果かもしれないが、あるいは『将門記』『仲文章』には、作品の性質上、文飾のための比喻の使用を積極的に行おうという意図があったのに対し、『尾張国解文』は実用的な文書として書かれたため、このような比喻的な要素は排除されたという事情があるのかもしれない。

これに対して下記の二例は『尾張国解文』と『仲文章』の二書に共通して見えるのに対し、『将門記』に類似の表現が見えない言い回しである。

○「館後に身を秘す」「楼後に避る」—職務を放棄すること

- ・『尾張国解文』（第二六条）（国司元命は）為政日、庁頭不挺首、致愁朝、館後猶秘身（政を為す日には、庁頭に首を挺さず、愁を致す朝には、館後に猶身を秘せり）。
- ・『仲文章』（吏民篇） 師広嘔眉、哭於琴前、于公恨天、避於楼後（師広は眉を嘔めて、琴前に哭し、于公は天を恨みて、楼後に避る）。

『尾張国解文』の引用文は「(国守元命は) 政務を執るべき日に国庁に顔を出さず、百姓らが愁訴に赴いても館の後ろに隠れて現れない」の意で、この文だけを見ていると「庁頭不挺首」との対句により偶々「館後猶秘身」の句が構成されたようにも見えるが、2-2でも引いた『仲文章』の例文の「楼後に避る」の方は、この文章だけでは何を言おうとしているのか解し難い。しかし2-2に述べた、讒言により孝婦の死刑を強行しようとする太守に抗って裁判を行わなかった于公の行動を踏まえると、「楼後に避る」は「(政庁の) 楼の後ろに隠れる」ことで、すなわち職務を放棄する意と取れる。とす

ると『尾張国解文』の「館後に身を秘す」も、単に「館の後ろに隠れる」という字面の意だけでなく、「国司としての職務を放棄している」という非難を込めた表現と解せるのではないだろうか。

○苛政や徳政による人民の離合集散を、魚や鳥獸、子どもの行動に喩える

- ・『尾張国解文』（第一〇条）（為政者が人民を救うために恩恵を施せば）仍流冗之民、踰跼之輩、不招而如子来、不呼而如鳩聚。来則如飢魚覓餌、聚則不異疲馬立旅（仍りて流冗の民、踰跼の輩、招かずして子の如く来り、呼ばずして鳩の如く聚まる。来ること則ち飢魚の餌を覓むるが如く、聚まること則ち疲馬の旅に立つに異ならず）。*踰跼は「さまよう」の意の仏教語。
- ・『仲文章』（吏民篇） 治国以道、其境内无迷徒、務政以德、彼里尠幣民。苟失斯道、民去如市、貴施彼徳、餌集如魚。能治之君、如孕兒之母、存理之民、猶似仰父之子。慎見不治之羅、民鳥驚避、聞正務之芳、蟻集蠹。（国を治むるに道を以てすれば、其の境内に迷徒無く、政を務むるに徳を以てすれば、彼の里に幣尠し。苟くも斯の道を失はば、民去ること市の如し、貴くも彼の徳を施さば、餌に集まる魚の如し。能治の君は、兒を孕める母の如し、存理の民は、猶父を仰ぐ子に似たり。慎みて不治の羅を見れば、民鳥のごとく驚き避り、政務の芳しきを聞かば、蟻のごとく集り蠹く）。

二書ともに徳政を慕って集まる人民を「餌に集まる魚」に喩え、また『解文』では「鳩」や「子ども」や「旅立つ疲馬」に喩える。一方『仲文章』では人民を「父を仰ぐ子」に喩え、「不治」を恐れて逃散する人民を網に怯えて逃げ去る「鳥」に喩え、逆に「正務」が行われていることを聞いて集まる人民を「蟻」に喩える。『解文』では国司元命の苛政に堪えかねて領民が逃散していく尾張国の惨状を述べた後に「為政者が徳政を行えば民は自然に集まる」と現状の改善を求める文章の中に、『仲文章』では為政者の政事の善悪によって人民も集散することを述べる文章の中に、ともに同趣の比喩が用いられている。

上の二つの事例においては、『仲文章』の例がともに「吏民篇」の文章であることに注意する必要がある。教訓書である『仲文章』は、「吏民篇」において、読者たちに官吏となった際にどのような心構えで領民と接していかなければならないのかを説いているが、『尾張国解文』も、国司藤原元命やその部下という「官吏」が領民に接している苛烈な実態を告発しその改善を求める文書であり、『仲文章』「吏民篇」と『解文』とは「吏民」の間に存在する問題を共有している。その両者が「吏民」について類同の事柄を記そうとする時、下層階級の漢文世界に蓄えられた表現の「吏民」に関する領域から類同の表現が選り取られ、その結果、報告書（『解文』）と教訓書（『仲文章』）という書物の性格の隔たりを超えて、共通する表現が用いられていると理解できるのではないかと考えられる。

2-4. 下層階級の作者たちの漢故事を用いた表現の特徴

さらに用語や比喩といった表現以外に、この三作品に共通してみられる特徴として、自分たちが述べようとする事象を、自分たち下層階級の作者が学んできた〈学文〉の枠組み（初学者向けの幼学書などから提供される〈漢故事〉の知識・教養）により把握し、記述しようとする傾向が強いことがあげられる。以下にこうした傾向が見て取れる例をいくつか示そう。

- ・『尾張国解文』（第三条） 遊手懶農、懲以劉寛之鞭、肆力誇業之夫、賞以王丹之酒（手を遊ばせ農に懶きには、懲らすに劉寛の鞭を以てし、力を肆べて業に誇る夫には、賞するに王丹の酒を以てす）。
- ・『仲文章』（農業篇） 昔格曰、惰業之徒、以劉寛之鞭懲之、誇農之夫、運王丹之酒盛之（昔の格に曰く、惰業の徒は、劉寛の鞭を以て之を懲らし、農に誇る夫は、王丹の酒を運びて之を盛んにせよと）。

『仲文章』は『解文』の文章を少し言い換えて「昔格曰・・・」として引用したものと考えられるが、働こうとしない農民に厳罰を与えるのではなく寛大な処置を行うべきことを、厳罰を行わずに蒲の鞭で罪人を打ったという後漢の劉寛の故事（『後漢書』卷二五・劉寛伝、『蒙求』「劉寛蒲鞭」等）に拠り「劉寛之鞭」と記し、逆に人一倍仕事に励む農夫には報償を行うべきことを、代々の富豪で農事に携わる農

民たちに常に酒肴を供して彼らを慰勞した後漢の王丹の故事（『後漢書』卷二七・王丹伝）に拠り「王丹之酒」と記す。『解文』では為政者が農民に「寛容と報勞」の心を持って臨む必要性を説き、『仲文章』も「農業篇」で同じことを述べるために『解文』の句を言い換えて「格」として引用したものと思われるが、その説きたい内容を「寛容」や「報勞」などの抽象的な言葉を用いず、直接「劉寛之鞭」「王丹之酒」という漢故事由来の語句で表そうとする意識に注目すべきである。

- ・『尾張国解文』（第二五条） 昔聞、五月之宵、霜雪白露滴。今伝、三年之旱、雲霞赤霏（昔は聞く、五月の宵、霜雪白露滴^{したた}たると。今に伝ふ、三年の旱^{ひでり}、雲霞赤霏^{せきひ}たりと）。
- ・『仲文章』（吏民篇） 忠臣降獄、五月霜下。孝婦稟罪、三年不雨耳（忠臣獄に降れば、五月に霜下る。孝婦罪を稟^うくれば、三年雨ふらざるのみ）。

両書とも「五月（真夏）の降霜」と「三年の旱魃」とを対にしているが、『解文』の文章では、今という「異常気象」が起きたことは理解できても、これだけでは作者が何を言いたいのかは不明である。しかし『仲文章』の文章に「忠臣降獄」「孝婦稟罪」とあるのを参照すれば、「五月の降霜」は『初学記』天部・霜の事対「燕繫鄒衍」に「淮南子曰、鄒衍事燕恵王尽忠。左右譖之、王繫之。仰天而哭、夏五月、天為之下霜（淮南子に曰く、鄒衍燕の恵王^{つか}に事へて忠を尽くす。左右^{これ}之を譖り、王之^{これ}を繫ぐ。天を仰ぎて哭せば、夏五月、天之^{これ}が為に霜を下す）」と見える、燕の恵王が周囲の讒言を信じて忠臣の鄒衍を獄に繋いだところ、天が五月に霜を降らせたという故事（『芸文類聚』歳時部上・夏にも出。現行『淮南子』に未見）がその典拠となつていられると思われ、後の「三年の旱魃」は、2-2に引いた『仲文章』（吏民篇）に「于公恨天、避於楼後」と見えた、讒言により罪に陥れられた孝婦を太守が死刑に処すことに、于定国（于公）が職務を放棄して抵抗した故事（『漢書』卷七一・于定国伝）の結末に、于定国が遂に職を辞した後に太守が孝婦の死刑を強行すると国に三年間旱魃が続いた、とあるのにもとづく。つまり「五月の降霜」と「三年の旱魃」は漢故事由来の成語により「為政者が讒言を信じて善良な人々を虐げると天が災いを降す」ことを言おうとしたもので、『仲文章』の文章では漢故事を共有していなくとも作者の言おうとすることは何とか理解できるが、『解文』の文章では漢故事を共有していない者には作者が言いたいことは伝わらない。つまりそれだけ漢故事への依存度が強い表現といえる。

- ・『将門記』（第二六段） 将門常好大康之業、終迷宣王之道。仍作不善於一心、競天位於九重（将門は常に大康の業を好みて、終に宣王の道に迷ふ。仍りて不善を一心^なに作して、天位^{きうちゆう}を九重^{きそ}に競ふ）。
- ・『仲文章』（礼法篇） 朝導伴類、好大康无道之狩、夕牽猛狗、為簡子非法之行（朝には伴類を導^{あした}き、大康无道の狩を好み、夕には猛狗^{あした}を牽^{みちび}きて、簡子非法の行^なひを為す）。

『将門記』に「大康之業」、『仲文章』に「大康无道之狩」と見える大康は、『尚書』五子之歌に「大康失邦、昆弟五人須于洛汭作五子之歌。大康尸位、以逸豫滅厥徳、黎民咸忒。乃盤遊無度、畋于有洛表、十旬弗反（大康^く邦を失ひ、昆弟五人洛汭^まに須ちて五子の歌を作る。大康^{しい}尸位にして、以て逸豫して厥^その徳を滅^{ほろぼ}し、黎民咸忒^{みなそむ}く。乃ち盤遊度無く、有洛の表^{すなは}に畋し、十旬反らず）」と見える。名ばかりの帝位に即き放蕩し、国民が背くのをよそに洛陽に十旬もの間遊獵を行ない国を失った人物で、『仲文章』では、隣国が自分を討伐しようとしているのを知りながら自らは狩りに熱中していた春秋時代の晋の趙簡子（趙鞅。『大平御覽』獵下に「王孫子曰…」として出）と並べて、狩猟に耽ることを戒める文脈で用いられる。

この事例でも、『仲文章』では「无道之狩」の語を付すことにより、大康の故事を把握していなくても作者の意図が伝わるようになっているが、『将門記』の「大康之業」だけでは、故事を知らない者には、「業」とは何か理解されず、「(大康のように)将門は狩猟に耽り身を滅ぼした」ことを言いたい作者の意図が伝わらない。

これらの漢故事の使用は、たとえば後世の『平家物語』が、木曾義仲の人物像や運命を、『史記』項羽本紀などにみえる項羽の記述を下敷きにして脚色しようとするような営為—自分たちが語ろうとする事象を、漢故事によって装飾・脚色しようという意図（高度に文学的な意図）による営為—とはやや

異なり、自分たちが述べようとする事象を、まず幼学の世界で繰り広げられる〈漢〉の世界とのアナロジーによって把握し、その枠組みにもとづいてそれを記述していこうとする営みであるように思われる。あえていえば、彼ら下層階級の漢文作者は、そういう形でしか「漢故事を使ってものを書く」ことができなかつた、ということが出来るかもしれない

3. 下層階級の漢文作品の存在意義(1)―庶民性

3-1. 『仲文章』にかいま見える「〈学文〉する下層階級」

それでは2章で見てきたような表現の特色―正統的な漢籍に準拠することを原則とする『本朝文粹』的漢文世界には見られない独自性(悪く言えば「卑俗性」)―を有する下層階級の漢文作品は、名だたる文人官僚たちが作り上げてきた『本朝文粹』的漢文世界の作品に対して、どのような存在意義を有するのか。本稿では「庶民性」と「在地性」という二つの切り口によって、その存在意義を考察していきたい。

まず「庶民性」である。『本朝文粹』的漢文世界の作品は基本的に宮廷社会を構成する天皇、貴族、官僚たちを対象にして記され、そこで扱われる内容もこれらの人々に関係する事柄に範囲が限られる。

これに対して下層階級の漢文世界が扱う内容は、宮廷社会の下にあってこれを支える庶民たちの社会の事柄であり、『本朝文粹』的漢文世界の作品には現れない庶民たちの姿が生々しく描かれる。この下層階級の漢文世界の「庶民性」を述べる手始めに、下層階級の幼童が〈学文〉することの意義を、童郎・童女の語りに託して述べる『仲文章』「金友篇」の記事に注目したい。

・童郎語云、引率行学堂与遊哉。故何者、縫繩手裏辰、續苧指鉞平。見文眼明、取筆胘膿。爾時童女、至詩公之側、倚仲舒之案。聞文逐奉朱樓玉殿君、成侍中之博士、書字則觀金床碧台之后、得世上之名譽(童郎語りて云く、引率^{いざや}学堂^{とも}に行きて与^{とも}に遊ばんか。故何となれば、繩を縫えば手の裏^{うちむく}裏辰^おれ、苧^うを續めば指鉞^{ゆびさき}平む。文を見れば眼^{まなこ}明らかに、筆を取れば胘^{ほほこま}膿^{やか}なりと。時に童女、詩公の側^{かたはら}に至り、仲舒の案^{つぐえ}に倚る。文を聞けば逐^{したが}ひて朱樓玉殿の君に^{つかへまつ}奉^{とも}り、侍中の博士と成り、字を書けば則ち金床碧台の後に觀せ、世上の名譽^うを得)。

ここでは「童郎」から「童女」へ「学堂へ行って共に遊ぼう」と「〈学文〉の勧め」がなされ、そこには「繩をない苧を續めば」「手の裏^{うち}裏辰^{むく}、指鉞^{ゆびさき}が平む」と、体力的に農作業に従事できない童郎や童女に課せられた労働とそのつらさを述べた、庶民生活の実感が漂う文章が綴られる。〈学文〉をして読み書きを修得すれば、こうしたつらい境遇から抜け出せ、男子は立派な主君に仕えて「侍中の博士」となり、女子も高貴な后^{ふみ}に文を見せて「世上の名譽」を得ることができると、〈学文〉の効能が過剰に宣伝されている。「侍中之博士」は拙い表現であるが、「侍中(蔵人)」と「文章博士」を兼ねることを意味すると思われ、当時『本朝文粹』的漢文世界を担っていた作者層の典型的な^{イメージ}像であることは注意されてよい。現実には有り得なくとも、下層階級の初学者たちもこうした立場に立てることを夢見ていたのであろう。

一方、女子も「詩公」(未詳であるが、中国での用法と同じく「詩人」の尊称として用いられ「文人」の意で用いるか)や「仲舒」(漢代の代表的儒者の董仲舒、ここでは「儒学者」の代表として用いられる)の側^{かたわら}で〈学文〉する存在として記されていることは、下層の女子に対しても、何らかの教育の手立てが存したことを彷彿とさせ、当時の女子教育、特に下層階級のそれについての資料として非常に注目される。

また文中には、彼らの学びの場となる「学堂」が登場する。実際にそれがどのような場所で、どのように運営されていたかについては不明と言わざるを得ないが、在地の官吏を養成するための国衙に付随した教育機関、あるいは後の「寺子屋」に繋がる寺院が設けた教育機関、こうしたものが下層階級の幼童たちの〈学文〉の場として機能していた可能性は想定してよいのではなかろうか。

このように『仲文章』作者は、下層階級の幼童たちに貧困から抜け出すための手段としての〈学文〉

の価値を大いに鼓吹するが、その一方で作者は「〈学文〉の道に進んでも成功できるとは限らない」と厳しい現実を読者である幼童たちに突きつける（「学業篇」より引用）。

- ・故誨子道、年迄七歳習至孝之義、習承事胤。至二十算預能師、以試其淺深。若不感其業、早召還、以使公役。空不可煩其師、徒莫費庸民之暇（故に子に誨ふる道は、年七歳迄至孝の義を習はせ、承事の胤を習はず。二十の算に至るまで能師に預け、以て其の淺深を試みよ。若し其の業に感ぜずば、早く召し還し、以て公役に使へ。空しく其の師を煩らはすべからず、徒らに庸民の暇を費やす莫かれ）。

「二十歳まで師に預けてもし学業に見るべきものがなければ、早く召還して公役に使え」「いたずらに師を煩わせず、労働者としての時間を浪費させるな」という、教育者の側に立つ作者の口吻からは、〈学文〉する下層階級が置かれた厳しい境遇が窺えるのである。

3-2. 『尾張国解文』に見える庶民たちの労苦

前項で見てきた厳しい環境の中で〈学文〉を修めた下層階級の漢文作者たちの作品には、彼らが直接体験している下層の庶民たちの困窮や苦しみが生々しく記されている。国司の非法を告発する『尾張国解文』には、作品の性格から当然こうした記述が多く見られるが、そのいくつかの例を次に示したい。

- ・担夫痛腫、泥都鄙之中間、負駄抽股、蹇遼遠之路頭（担夫は腫を痛めて、都鄙の中間に泥み、負駄は股を抽きて、遼遠の路頭に蹇ぐ）。（第二二条）

国司が違法にせしめた米や雑物を、尾張から彼の京の屋敷まで運ばせられる領民たちの道中の苦しみを、「荷を担ぐ農夫はかかとを痛め京と在地の間で難渋し、荷を負う馬は脚を損ない遠路で歩行に苦しむ」と具体的に記す。「痛腫」「抽股」などの漢籍に見えない卑俗な表現が、重い荷を負い遠行を強いられる人馬の苦痛をリアルに表現する。

- ・致民烟者、自馬不下、不着于座、乍騎馬以郎等従者破戸放部、令搜取雑物等。僅訴理非人、還与刑罰（民烟に致れば、馬より下りず、座に着かず、馬に騎り乍ら郎等従者を以て戸を破り部を放ち、雑物等を搜り取らしむ。僅かに理非を訴ふる人には、還りて刑罰を与ふ）。（第一四条）

「2-1 正統的な漢籍には用いられない卑俗な用語の使用」の「民烟」の項にも引いた記事であるが、正規の租税徴収の手続きを経ずに領民の家に騎馬のまま乱入し勝手に物品を奪い取り、非難する人には刑罰を与える国司の使いやその郎党・従者たちの粗暴で非道な振る舞いを克明に記した文章である。おそらく現場の具体的な見聞にもとづく記事であろう。

- ・書生是勾勘之職、凌寒燠以暈老。雜人亦遐迹之役、走都鄙以積年。禦如此之飢寒、唯懸於酒食。而守元命朝臣、奪留其飲食、以顧己之郎従（書生は是れ勾勘の職にして、寒燠を凌ぎて以て老を暈む。雜人は亦た遐迹の役にして、都鄙を走せて以て年を積む。此の如きの飢寒を禦ぐは、唯酒食に懸れり。而るに元命朝臣、其の飲食を奪ひ留めて、以て己の郎従を顧る）。（第二一条）

国司の悪行は領民に留まらず、国司の業務を支える立場にある、国衙に仕える書生や雑役夫にまで及ぶ。国司は書生や雑役夫たちに飢寒を防ぐ目的で供与される酒食まで奪い取り、自らの郎党・従者の為に用いていると告発する。ここに見える「書生」は文書の点検（勾勘）に携わる、おそらく『解文』作者と非常に近い立場にいる人々であり、「官」の立場にいる彼らにまで国司の害が及んでいることに作者は強い憤りを覚えたことであろう。

3-3. 『将門記』の庶民たちへの眼差し

同じく下層階級の作者の手になると思われる『将門記』においても、『仲文章』や『解文』と同様に戦乱の報告の中に、社会の治安の乱れや戦禍に巻き込まれる庶民たちの苦難を描いている。

- ・而間、常陸国居住藤原玄明等、素為国之乱人、為民之毒害也。望農節則貪町満之歩数、至官物則無束把之弁済。動凌轅国衙使之来責、兼劫略庸民之弱身。見其行則甚於夷敵、聞其操則伴於盜賊（而る間、

常陸国に居住せる藤原玄明等は、素より国の乱人為り、民の毒害為り。農節に望みては則ち町満の歩数を貪り、官物に至りては則ち束把の弁済無し。動すれば国衙の使の来り責むるを凌轢し、兼ねて庸民の弱き身を劫略す。其の行ひを見れば則ち夷狄よりも甚しく、其の操を聞けば則ち盜賊に伴へり。(第一三段)

これは将門に接近する常陸の国の豪族藤原玄明の悪行を述べた記事で、玄明が収穫期になると田畑の収穫の全てを収奪し(「貪町満の歩数」、官に納入すべき稲米についてはまったく納入せず(「官物則無束把の弁済」、国衙の使いがやっ来て未納を責めても逆に彼らを凌轢(侮り踏みにじる)し、雇われた弱い農民たちを劫略(脅して物を奪い取る)するという具合に、玄明の悪行が具体的にくわしく記されている。このあたりの筆致は国司藤原元命の悪行を告発する『尾張国解文』に通じるものがあり、将門の加勢者藤原玄明のことを記す際に、あえてその悪行を克明に記し、「夷狄」「盜賊」と切り捨てる『将門記』にも、庶民を苦しめる存在をそのままにしておけない、『解文』と同様の下層階級に属する作者の眼が備わっている。

・迄至与力人人之小宅、皆悉焼巡。蟄屋焼者迷煙不去、遁火出者驚矢而還、入火中叫喚(中略)人宅如灰、散於風前。国吏万姓、視之哀慟、遠近親疎、聞之嘆息((将門は敵方の)与力の人人の小宅に至る迄、皆悉く焼き巡る。屋に蟄れて焼かるる者は煙に迷ひて去らず、火を遁れて出づる者は矢に驚きて還り、火中に入りて叫喚す(中略)人宅は灰の如く、風の前に散ず。国吏万姓は、之を視て哀慟し、遠近親疎は、之を聞きて嘆息す)。(第二段)

・新皇擬招弊敵等、引率兵使隱於幸島広江。爰貞盛、事行於左右、迴計於東西、且始自新皇之妙屋、悉焼掃与力之辺家。火煙昇而有余於天、人宅尽而無主於地。僅遺緇素、棄舎宅而入山、適留士女、迷道而失方。不恨常陸国之已損、唯歎将門等之不治(新皇は弊れたる敵等を招かんと擬て、兵使を引率し幸島の広江に隠る。爰に貞盛、事を左右に行ひ、計を東西に迴らして、且つ新皇の妙屋より始めて、悉く与力の辺の家を焼き掃ふ。火煙昇りて天に余り有り、人宅尽きて地に主無し。僅かに遺れる緇素(=僧俗)は、舎宅を棄てて山に入り、適留まれる士女は、道に迷ひて方を失ふ。常陸国之已に損なはれぬるを恨みず、唯将門等の不治なるを歎く)。(第二段)

両例は将門たちの戦いに巻き込まれた民衆の悲惨な姿を描いたもので、上は坂東の動乱の発端となる作品冒頭の、将門が下総の源扶たちの領地に攻め入った場面、下は作品の終末の平貞盛が将門の本拠地に攻め入る場面であるが、ともに焼き払われる民家、家を焼かれ逃げ惑う人々の姿が臨場感を持って生々しく描かれる。戦乱の記録・報告であれば淡々と戦の経過をたどるだけでよいのであるが、その戦の中で家を焼かれ逃げ惑う庶民たちの姿を描かすにはいられないところに、下層階級の漢文作品としての『将門記』が、記録・報告を超えた「文学作品」となり得る可能性が存するように思われる。

4. 下層階級の漢文作品の存在意義(2)―在地性

4-1. 『仲文章』作者の来歴―序文の作者自身についての記述から

次に下層階級の漢文世界が『本朝文粹』的漢文世界に対して有している存在意義の二つ目として、「在地性」、すなわち都を離れた地方社会に生きる人々の姿が記されている、という点を取り上げたい。『本朝文粹』的漢文世界は、宮廷社会が営まれている「都」を基盤とした世界であるが、下層階級の漢文世界は「都」を離れた地方に根ざしている。たとえば先の3章「下層階級の漢文作品の存在意義(1)―庶民性」でも、各項で取り上げた「庶民性」に関する事例のうち、『尾張国解文』と『将門記』の事例に記されていた庶民が抱える困窮や苦難は、尾張や坂東の在地の農民たちが経験したもので、京の都に住む人々、特に農事にたずさわらない貴族や官僚、武士たちには縁遠いものであった。すなわち3章で取り上げた作品の「庶民性」に関する事例の多くが、同時に作品の「在地性」を物語る事例でもあったのであるが、本章では、このように地方社会に目を向けた作品を形成してきた下層階級の漢文世界の作者自

身が、どのように地方社会と関わっていたのかを見ていきたい。まず、『仲文章』の作者について見ていこう。『仲文章』の作者は、巻頭の「仲文章 并序」の題下に「東尉山 白舎人」とあり、自らを白舎人すなわち白居易に仮託しているが、その実態は不明である（「東尉山」も未詳）。ただ「序」の冒頭で自身について、次のように記す。

・僕、稟性体於南郊、停廻蹤於東陸（僕、性体を南郊に稟け、廻蹤を東陸に停む）。

金沢文庫本『仲文章要文』（文中の対句を抄出した『仲文章』の古写本）に、「南郊（南閻浮提也）、東陸（坂東也）」の注記があるところから、『仲文章注解』には「本書が白居易の作とされるところから、中国に生まれたことをいうものと考えられる。『南郊』は金沢本注に『南閻浮提』とあり、この世。『東陸』は、金沢本注に『坂東』とあるが、東の国ということで、インドの東方、中国をいうものと解されると注するが、一見白居易の自作のように見せかけながら、そこに作者自身の経歴もこめて記しているとも見ることができよう。すると作者が生まれた「南郊」は京都の南の郊外の意で、宇治や木幡、或いは大和のあたりまでをも指すかもしれない、また「廻蹤を東陸に停む」とは、金沢文庫本の注を生かせば、諸国を歴巡り坂東に落ち着いたということになるが、『仲文章』作者は、あるいは学僧として各地の諸寺を訪ね歩き、坂東の某寺に身を寄せていたと見ることができよう。『仲文章』に「農業篇」「吏民篇」の篇目が存し、官吏の領民に対する寛仁な統治を繰り返し訴えたり、農民たちの苦しい暮らしをリアルに描写したりするのは、この書が書物の中にある観念的な教訓だけで作られた教訓書ではなく、作者が在地の生活により実際に目の当たりにした体験を強く反映したものであるからではないのだろうか⁹。

4-2. 『尾張国解文』の作者の在地性

『尾張国解文』については、作品中に作者の素性が窺えるような記述は見当たらないが、先行研究には、次のような言及がある（傍線は筆者による）。

差出者は郡司百姓等であるが、その本文作者は不明である。間々、将門記と同じ故事や用語がみうけられることは注目される。仏典・漢籍の故事の引用は少ないが、律令格式に関しては、実に豊富な知識をもち、具体的な数字をあげている。これは、この筆者が、国の民政に具体的に携っているものにしてはじめて可能であるので、国庁の書生あたりが関係しているとも想像される。中央の官人文人のみによくし得るところではあるまい。

（日本思想大系『古代政治社会思想』解説〈竹内理三氏〉、1979年）

通覧すると、「尾張国解文」は国政に通暁した人物が核となり、朝廷の公卿議定の場を強く意識しながら複数の者との合議のなかで成文化された文書という印象を受ける。（中略）国の文書行政や文学的修辭にも通じた在庁官人層や在国僧など、実務官人や地方の知識階級までを含む者が周到な準備を進めたものと推察される。

（梅村喬氏「尾張国解文の特徴について」、『尾張国郡司百姓等解文の時代』（塙書房、2020年））

両氏が推察されているように、『解文』の作者は尾張国の政庁に勤務する官人と推察され（梅村氏は官人層（在国僧も含む）たちによる合議の中で作成された可能性を示唆）、やはり地方に根を張った人物であったと想定されている。

4-3. 『将門記』の作者の在地性

『将門記』の作者については、岩波書店『日本古典文学大辞典』の「将門記」の項の「作者」の解説に、次のように記されている。

諸説がある。（一）東国在住の仏徒で将門の側近にあつてその消息に通じた人物、（二）都にいて政府の公文書などを通じてこの叛乱の情報を入手し得る立場にあつた者、（三）京都と坂東の間を往復

⁹ 三木「教訓書『仲文章』の世界—平安朝漢学の底流—」（『平安朝漢文学鉤沈』和泉書院、2017年）参照。

し、双方の情勢に触れることのできた遊行的な僧侶。

将門側の内部事情に精通していなければ到底書けないと思われるような部分が多く見られる反面、摂政忠平に宛てた将門の書状をそっくり収載したり、国解や太政官符を使用して文をなすなど、そうした文書類を見ることが出来る者の手になったと考えられるふしが認められる。坂東で作られた原初本が京都にもたらされて加筆・増補されたという複雑な成立過程を考える説も行われる。

私見では、将門や貞盛ら坂東の平氏の複雑な人間関係や利害関係を記し、彼らと彼らを取り巻く周辺の人物たちの関係や行動を逐一詳細に記せるのは、やはり在地の人物に限られよう。(二)の都の人間や(三)の都と坂東を往復する遊行僧などには、在地の多くの人物たちの混み入った関係や、互いの行動をここまで具に記すことは不可能であると思われる。作者は(一)に述べるような「将門の側近」というより、もう少し広い範囲に目が届く立場の人物を想定した方がよいのではないか。たとえば国衛に勤務して戦乱の情報を手に入れ記録していた人物であれば、国解や官符なども目にして収載することも可能であろう。在地の戦乱の記述と公文書の引用の接続はスムーズで、『将門記』全体をみても文章に破綻がなく統一感があり、あえて都における後人の加筆などの関与は想定しなくともよいと思われる¹⁰。

以上のように『仲文章』『尾張国解文』『将門記』の三作品とも、作者はいずれも在地の官人(あるいは学僧)と推定され、それ故に宮廷を中心に展開する『本朝文粹』的漢文世界に属する作者たちには作れない作品を生み出すことができたといえよう(ただし『本朝文粹』的漢文世界に属する作者の中にも唯一人、直接地方社会に触れ、その体験を作品に昇華した人物がいた。菅原道真である。彼は讃岐国司に在任中に実際に目にした在地社会の問題や現地の人々の姿を多くの詩に詠み、帰京後「讃州客中詩」二巻(現行の『菅家文章』巻三・四)にまとめて皇太子(後の醍醐帝)に献上した¹¹)。

5. 下層階級の漢文世界と『本朝文粹』的漢文世界の接続

5-1. 『本朝文粹』的漢文世界の二面性

本稿第2章の「2-1. 正統的な漢籍には用いられない卑俗な用語の使用」に取り上げた「民烟」の事例では、『解文』『将門記』『仲文章』の全てに出現する「民烟」という和製漢語が、『本朝文粹』に採られた「太政官符」「応停止勅旨開田并諸院諸宮及五位以上買取百姓田地舍宅占請閑地荒田事」にも見えることを取り上げ、『本朝文粹』的漢文世界の中にも下層階級の漢文世界に通じる要素を持った作品が存在することを指摘し、併せてこの「太政官符」が、勅旨による新田開墾や権門による百姓たちの田地・家屋の買い取りを禁止するという、地方行政の問題に関わる文書であることに注目し、『本朝文粹』に採られた漢文作品の中でも「文学性」の薄い、下層階級の漢文世界の作者たちが日頃携わっている文書に近い存在であることに注意を促した。

ここで考えておかねばならないのは、朝廷の中央にいる文人官僚が関与する『本朝文粹』的漢文世界も均質で一様な世界なのではなく、そこには「文事」に関わる作品群と「政事」に関わる作品群の二つのグループが存在する、ということである。従って先の「太政官符」は「政事」に関わる作品群に含まれることになるのだが、『本朝文粹』に所収された作品を、文体により「文事」と「政事」の二グループに分類すると、次のようになる。

・「文事」に関わる文学的な要素の強い作品群……賦・詩序・記・願文など

¹⁰ 佐倉由泰氏「戦後『将門記』研究の始発と課題」(「軍記文学研究叢書」2『軍記文学の始発—初期軍記』、汲古書院、2000年)では、『将門記』の作者像について前掲の三つの立場を紹介した後に「ただ、いずれにしても事件の起こった東国での情報と京側の情報との双方を入手し得る作者が『将門記』を記したことは間違いない。とすれば、東国在住者説の根拠が揺らぐようにも思われるが、京側の情報も詳しく知り得る人物を作者と想定するならばその論拠自体には問題はなくなる」と説かれる。

¹¹ 三木「菅原道真「讃州客中詩」の形成と「詩人無用」論」(『平安朝漢文学鉤沈』和泉書院、2017年)参照。

・「政事」に関わる実用的な要素の強い作品群・・・詔勅・官符・表・奏状・意見封事など

調べてみると、後者のグループ、特に意見封事や官符・奏状には、下層階級の漢文世界の作品と共通する用語が頻出する傾向があることがわかり、さらにその用語は「格」「式」などの文書でも用いられる「行政用語」と呼んでよい語句であることが明らかになった。次項ではその事例のいくつかを取り上げてみたい。

5-2. 『本朝文粹』的漢文世界と下層階級の漢文世界に共通する用語の事例

ここでは『本朝文粹』の「意見封事」に収められた、延喜期の文人官僚の一人三善清行の代表作の一つである「意見十二箇条」(延喜十四年(914))を例に取り、その中で用いられた正統的な漢語でない用語の使用例を最初に掲げ、その下に『解文』『将門記』の中で同じ語が用いられた事例を記す。さらに必要に応じて、他の行政文書に用いられた例を挙げる(ただし最後の「撫育」は、「意見十二箇条」が正統的な漢語として用いるのに対し、『解文』『将門記』が行政用語として用いる例として取り上げる)。

○張行一強行する、容赦なく行うこと

- ・「意見十二箇条」(請禁奢侈事(奢侈を禁ずるを請ふ事)) 又飫宴之制、頻張格式。而此法常自上破之。令下倣之。重望、令檢非違使、張行此制(又た飫宴の制は、頻りに格式を張る。而るに此の法常に上より之を破り、下をして之に倣はしむ。重ねて望むらくは、檢非違使をして、此の制を張行せしめんことを)。
- ・『尾張国解文』(第三〇条) 就中檢田使等一郡二人、其所張行、無可為喻之物(中に就きて檢田の使等は一郡には二人、其の張行する所、喻と為すべき物無し)・・・以下、檢田使が巡検する田の面積を多く偽り税収を上げようとし、郡内にわざと長く逗留して飲食を貪り、多くの米や絹を供出させる悪行を告発。
- ・『将門記』(第八段) 於是將門頗述氣附力。而諸国之宰、乍抱官符、慥不張行、好不堀求(是に將門頗る氣を述べ力を附く。而るを諸国の宰、官符を抱り乍ら、慥かに張行せず、好みて堀り求めず)。

「張行」はおそらく「言い張る」などの「張る」を「行う」に冠した和製漢語で、行政文書に用いられた例としては、やや時代が下るが「応徳二年(1085)東寺百合文書」(『平安遺文』巻四・1237)に「年来庄田四町七反籠作不致弁、恣張行不善不安愁状(年来庄田四町七反籠め作りて弁すことを致さず、恣に不善不安の愁状を張行す)」の例が見える。

○濫惡—漢籍では品質の劣悪な様をいうが、日本の文書では転じて人間の行動の乱暴な様をいう

- ・「意見十二箇条」(請禁諸国僧徒濫惡及宿衛舍人凶暴事(諸国の僧徒の濫惡及び宿衛の舍人の凶暴を禁ずるを請ふ事)) 前年攻困安芸守藤原時善、劫略紀伊守橘公廉者、皆是濫惡之僧、為其魁師也(前年安芸守藤原時善を攻圍し、紀伊守橘公廉を劫略せしは、皆是れ濫惡の僧、其の魁師為り)。
- ・『尾張国解文』(第一六条) 就中、檢田之政、以任用国司勸注之。而或郡放濫惡之子弟郎等、或郡入不調之有官散位者、爰不論町段歩数、不弁条里阡陌、只己任枉心、以一段之見地、注付二三段(中に就きて、檢田の政は、任用の国司を以て之を勸注す。而るに或る郡には濫惡の子弟郎等を放ち、或る郡には不調の有官散位を入る者れば、爰に町段歩数を論ぜず、条里阡陌を弁さず、只己の枉心に任せて、一段の見地を以て、二三段に注し付く)。
- ・『将門記』(第一二段) 于時將門鎮濫惡之本意、既已相違(時に將門、濫惡を鎮むるの本意、既已に相違ひぬ)。(將門が郡司武芝とともに武蔵権守たちの悪行を鎮めようとして攻撃するが空振りに終わる記述)
(第一四段) 当今、濫惡之日、烏景西傾、放逸之朝、領掌印鑑(当今、濫惡の日、烏景西に傾き、放逸の朝、印鑑を領掌せらる)。(將門が常陸国に攻め入って国衙を占領した際の記述)
(第二二段) (將門は)出則競濫惡於朝夕、入則貪勢利於国邑。坂東之宏蠹、外土之毒蟒、莫甚於之(出でては則ち濫惡を朝夕に競ひ、入りては則ち勢利を国邑に貪る。坂東の宏蠹、外土の毒蟒も、之より甚しきは莫し)。

*『将門記』には、この他に三例が見える

「濫惡」は『漢語大詞典』に「濫惡：悪劣、質量低劣(劣悪、質や量が低く劣ること)」と説明し、『晋

書』卷八一・毛宝伝に「宝軍懸兵少、器械濫悪（宝の軍は懸兵少く、器械は濫悪たり）」、『旧唐書』卷四八・食貨志に「既而私鑄更多、錢復濫悪（既にして私鑄更に多く、錢復た濫悪たり）」などの例が見えるように、一般的には兵器や錢貨などの器物が劣悪な様をいう語である。

日本では「応禁調庸僦悪并便附在京司等事（調庸の僦悪並びに在京司等に便り附くるを禁ずべき事）」（延暦二十一年（802）八月二十七日太政官符、『類聚三代格』卷八「調庸事」所収）に「諸国調庸專当歴名、附大帳使依例申送。而使人予知物僦悪、規求遁去、遂称病故、便附在京司等。調物濫悪從此而生（諸国の調庸は専ら歴名に当たり、大帳使に付けて例に依りて申し送る。而るに使人予め物の僦悪なるを知り、規りて遁れ去らんことを求め、遂に病の故を称し、在京司等に便り附く。調物の濫悪は此に従りて生ず）」、「応調庸僦悪及違期未進依律科罪各令填納事（調庸の僦悪及び違期未進、律に依りて罪を科し各填納せしむべき事）」（大同二年（807）十二月二十九日太政官符、同前）に「貢調違期、輸物濫悪、法有恒科、理合遵行（貢調の違期、輸物の濫悪は、法に恒科有り、理して遵行すべし）」、「応責大宰府貢物僦悪事（大宰府の貢物僦悪なるを責むべき事）」（貞観十三年（871）八月十日太政官符、同前）に「而年来所貢絹綿等、濫悪既多精細尤少（而るに年来貢する所の絹綿等、濫悪既に多く精細尤だ少し）」と、「調」などの貢進物が粗悪である様をいう例が多く、九世紀前半までは中国での用法に準じて用いられていたようである。

ところが、九世紀後半になると「応一抛旧例得度者受戒事（一に旧例に抛りて得度者を受戒せしむべき事）」（貞観七年（865）三月二十五日太政官符、『類聚三代格』卷二「年分度者事」所収）に「（受戒せずし得度をしようとする者たちが）結番之場競上下而鬪、遂則罵詈有司、陵轍十師、濫悪之甚不可勝計（結番の場には上下を競ひて鬪ひ、遂に則ち有司を罵詈し、十師を陵轍し、濫悪の甚しきは計ふるに勝ふべからず）」、「禁制諸家并諸人祓除神宴之日諸衛府舍人及放縱之輩求酒食責被物事（諸家並びに諸人の祓除神宴の日に諸衛府の舍人及び放縱の輩酒食を求め被物を責むるを禁制する事）」（貞観八年（866）正月二十三日太政官符、同書卷一九「禁制事」所収）に「（酒食や被物が得られなければ）忿詰罵辱、或亦託神言咀、恐喝主人、如是濫悪逐年惟新（忿詰罵辱し、或は亦た神言に託して咀ひ、主人を恐喝す。是の如き濫悪年を逐ひて惟れ新たり）」など、争い暴言を吐くなどの人間の乱暴な振る舞いに対して「濫悪」を用いた例が見え始め、十世紀になると完全に後者の意で用いられるようになる。「意見十二箇条」や『解文』『将門記』の「濫悪」もこの流れの中で用いられており、特に『将門記』では「将門の暴虐な振る舞い」を批判的に記す語として多用されている。なお『尾張国解文』には「濫悪」の他にも「非法官物并濫行横法（非法の官物並びに濫行横法）」（前文）、「凶濫之政、継日継夜（凶濫の政、日を継ぎ夜を継ぐ）」（第二一条）と「濫行」「凶濫」の語が見え、『将門記』（第二四段）にも「（将門は）一生一業猛濫為宗、毎年毎月合戦為事（一生の一業は猛濫を宗と為、毎年毎月に合戦を事と為）」と「猛濫」の語が見えるなど、支配者層の暴虐を非難する「濫」を用いた類語が散見する。

○「撫育」—『解文』や『将門記』では「領民を安撫する」意に特化して用いられる

- ・「意見十二箇条」（請禁奢侈事（奢侈を禁ずるを請ふ事））夫以蒙顧復撫育之愛者、誰無追遠報恩之志焉（夫れ以るに復た撫育の愛を蒙り顧る者、誰か遠きを追ひ恩を報ずるの志無からんや）
- ・『尾張国解文』（第一条）（国司元命は）更忘万民之撫育、只存一身之利潤（更に万民の撫育を忘れ、只一身の利潤を存す）。
- ・『将門記』（第一二段）苟武芝、治郡之名、頗聽国内、撫育之方、普在民家（苟くも武芝、治郡の名、頗る国内に聴こえ、撫育の方、普く民家に在り）。

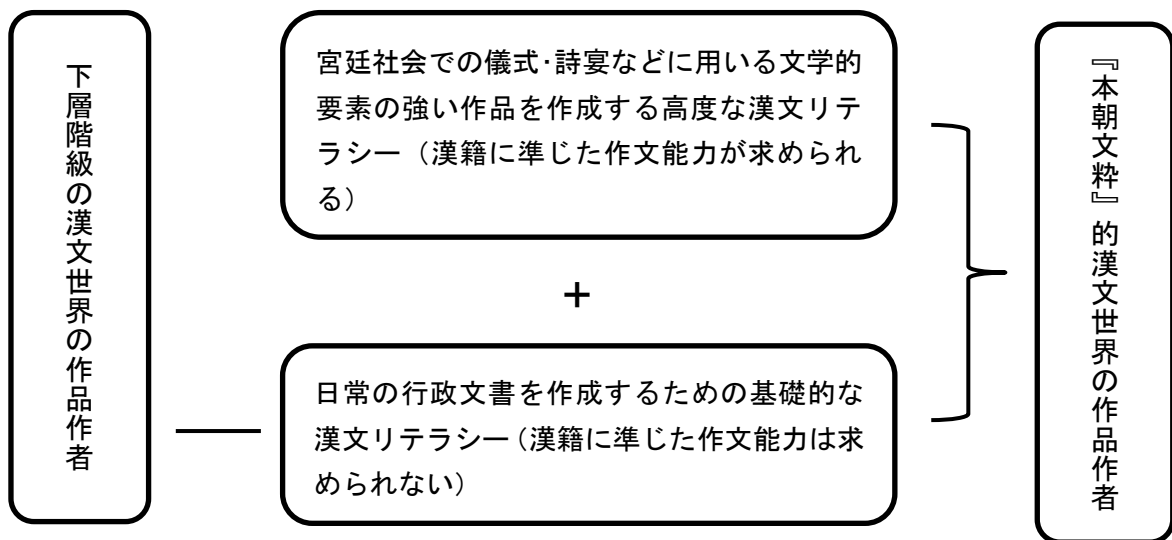
「意見十二箇条」の例では、親の葬儀や法要に莫大な費用をかけ身を減ぼす人が出ている風潮を取り上げ、その後に「そもそも養い育ててくれた親の愛を振り返る者は、誰もが遠い昔を追想し報恩の志を持つ」と、親の恩愛に報いようとするのは当然の心情であると認める文脈の中で「撫育」が用いられるが、この「撫育」は漢籍の一般的な用法に準じた「（親が子を）大切に養い育てる」意で使用されている。

しかし、『解文』『将門記』の事例では、いずれも国司や郡司が領民を安撫する意味で用いられており、

これは『考課令』五四に「凡国郡司、撫育有方、戸口増益者、各准見戸、為十分論。加一分、国郡司、各進考一等（凡そ国郡司、撫育方有りて、戸口増益せば、各見戸に准りて、十分に為りて論ぜよ。一分加へたらば、国郡司、各考一等を進めよ）」（引用・条数は日本思想大系『律令』に拠る）とあり、「繁殖戸口増益調庸〈国郡官司撫育有方、戸口増益調庸多進〉（戸口を繁殖して調庸を増益す〈国郡の官司撫育方有らば、戸口増益して調庸多く進らる〉）」（養老三年（719）七月十九日「按察使訪察事条事」、『類聚三代格』巻七「牧宰事」所引）、「撫育有方戸口増益（撫育方有りて戸口増益す）」（延暦五年（786）四月十九日「太政官謹奏」、同前）と見える、地方官の要務を言う行政用語（律令語）で、唐朝の『唐令』に由来する¹²。

同じ「撫育」の語を用いるに当たっても、三善清行は一般の漢籍に準じた「親が子を育む」意で用いているが、『解文』『将門記』は行政用語の「民を安撫する」意で用いており（『将門記』は「撫育之方」と「方」を用いるところまで行政文書と共通する）、この「撫育」については、文人官僚である清行と下層階級の漢文作者たちとの間で、用いる場面に対する意識の差が明確に表れているのである。

以上に見てきたように、『本朝文粹』的漢文世界と下層官吏層の漢文世界は完全に分離しているのではなく、『本朝文粹』的漢文世界の作者である文人官僚たちと下層階級の漢文作者たちとの間では、日常の行政文書作成に用いる官吏としての基礎的な漢文のリテラシー（知識と技能）は共有されており、文人官僚たちも作成する作品（文書）の性格によっては、下層階級の漢文作者たちと同様の用語・表現を用いて文章を綴っているのである。これを図示すれば、以下のようになる。



6. 下層階級の漢文世界の継承と展開—院政期・中世における開花

6-1. 『尾張国解文』『将門記』に関して

『本朝文粹』的漢文世界において、「文事」に関わる文学的な要素が強い作品は、儀式や詩宴の場で披露された後その記念のために保存され、また作者自身も家集作成など自らの文業の記録のために大切に保存したであろうし、一方「政事」に関わる実用的な要素の濃い作品は詔勅や官符なら管轄の部署に下され施行され、表や奏状・意見封事なら対象である天皇や公卿に奏上・進上され、その後に重要な行政文書として保存されたであろう。また現存する『都氏文集』や『菅家文草』にも詔勅・官符や表・奏

¹² 仁井田陞氏『唐令拾遺』「考課令」三六に「諸州県官人、撫育有方、戸口増益者、各准見在戸、為十分論。加一分、刺史県令、各進考一等」とある（引用は東京大学出版会、1964年版に拠る）。当該条の依拠資料などの詳細は該書を参照。前引の日本の『考課令』五四はこの『唐令』の「考課令」三六を踏襲したもの。

状などが収められているところから、政事的な文書も作者自身によって自らの文業の一環として大事に保存されていたことがうかがえる。それら宮廷社会の文事・政事に関わり大切に保存されていた作品の中から、さらに代表的な作品を選びすぎり編纂されたのが『本朝文粹』であった。

それに対して、これまで本稿で考察してきた下層階級の漢文作者の手になる『尾張国解文』『将門記』『仲文章』は、いずれも平安時代前期の十世紀に成立したが（『仲文章』は十一世紀まで下る可能性がある）、これらはどのように享受され、また後世にどのような影響を与えているのだろうか。

本稿の冒頭に述べたように、下層階級の作者が作成するのはほとんどが日常の実用的な文書の類で、その多くは役目が終われば廃棄され、保存されるにしても後日の証左や心覚えのためであり、それ以外の目的で保存されることはなく、まして後世に何らかの影響を与えるなどということは通常は考えられないことであった。しかし、『解文』『将門記』『仲文章』の三作品は、原本は失われても書写・保存されて現在まで伝わっており、また程度の差こそあれ後世に影響を与えてもいる。この章では三作品の享受と後世への影響を見ていくことで、下層階級の漢文世界は閉じられた世界であったのではなく、平安後期以後、中世に至るまで社会に影響を与え続けていたことを確かめてみたい。

この項では、『尾張国解文』と『将門記』の享受と影響について取り上げる。

○『尾張国解文』…この作品はもともと国司藤原元命の統治の無法の様を告発し、その更迭を願い出る上訴文として朝廷に提出されたのであるから、まずその目的で享受されるのが然るべきあり方である。これについては『解文』が提出された翌年、永祚元年（989）の『日本紀略』二月五日条に「又定尾張国百姓愁申守藤原元命可被替他人之由（又尾張国の百姓愁申す守藤原元命を他人に替へらるべき由を定む）」（引用は『新訂増補国史大系』に拠る）、『百鍊抄』同年二月六日条に「諸卿定申尾張国百姓等訴申守藤原元命非法之事（諸卿、尾張国の百姓等の訴へ申す守藤原元命の非法の事を定め申す）」（同前）、『小右記』の同年四月五日の除目結果の記事中に「尾張守、文信（藤原）。元命朝臣依百姓愁停任（尾張守、文信（藤原）。元命朝臣百姓の愁に依り任を停む）」（引用は『大日本古記録』に拠る）と見えることから、「尾張国百姓等」の愁訴によって元命が国司を更迭され藤原文信に交替したことが確かめられ、『解文』はまず上訴文として朝廷に受けとめられ、無事にその本来の目的を果たしたことがわかる。

さらに藤原公任の『北山抄』巻十「吏途指南」の「古今定功過例（古今の功過を定むる例）」に、「尾張守元命、当任加挙、不度見稻、依例班給云々（尾張守元命、任に当りて加挙するに、見稻に度らずして、例に依りて班給すと云々）」（引用は『神道大系』朝儀祭祀編に拠る）と、『解文』にもとづき国司元命の非法の具体的な内容が載せられていることから、公任も同書を目にしていたと思われる。『解文』は上訴文として直接同書を受け取った官僚だけでなく、さらに国司の功過（考課）に関わる上位の貴族たちにも披瀝され、公任らの目にも触れるところとなつたのであろう。

また上訴文という実用的な行政文書であるにもかかわらず、早稲田大学附属図書館蔵弘安四年（1281）書写本、東京大学史料編纂所蔵応長元年（1311）補写本、大須真福寺宝生院文庫蔵正中二年（1325）書写本といった鎌倉・室町期の古写本が幾本も残ることから、中世においても手本とすべき「解文」として大切に継承され、平安時代の下層官吏の残した代表的な文書として重視されていたことがうかがえる。

さらに下層階級の漢文先品への受容という点では、既に2・4等で述べたように、この『解文』の一節が、『解文』の成立から百年以内に編まれた『仲文章』に「昔格曰…」という形で引かれていることにも注意すべきであり、『解文』は同じ作者層に属する後代の下層階級の漢文作者たちにも、行政文書の手本、あるいはより広く文章作成のテキストとして学ばれていた可能性も想定すべきであろう。

○『将門記』…『将門記』を「軍記」として捉えれば、この作品は平安後期の奥州の安倍頼時の叛乱（前九年の役）を描いた『陸奥話記』などを経て、中世の『保元』『平治』『平家』といった軍記物語へと至る回路を開いたと位置づけられている¹³。さらに後世への具体的な影響の例としては、『今昔物語』巻二五

¹³ 永積安明氏『軍記物語の世界』（朝日新聞社、1978年）のⅢ「『将門記』の成立」参照。

第一話「平将門発謀反被誅語（平将門謀反を^{おこ}し^{ころ}誅^{こと}されたる語）」と『将門記』との関係¹⁴、『扶桑略記』の将門の乱の記述に見られる『将門記』の引用¹⁵、『平家物語』諸本の貞盛伝・将門伝と『将門記』との関係¹⁶などが指摘されており、平安後期から中世に至る着実な享受の跡がうかがえる。またテキスト自体も、承徳三年（1099）の書写奥書を持つ真福寺宝生院蔵本とそれより十数年もしくは数十年先立つ写本とされる楊守敬旧蔵本という平安後期書写の古写本が遺されており、早くから注目され書写が行われていたことがうかがわれる。

6-2. 『仲文章』に関して一次々に明らかになる新たな受容

教訓書『仲文章』に関しては、従来、数本の写本や抄出本の存在により、本書が細々と受容されていた事実が知れる以外には、室町時代後期の文明十六年（1484）成立の辞書『温故知新書』に作品中の語句がいくつも載録される¹⁷ことが、かろうじて本書が中世に流布していたことを示す程度であった。しかし近時、『仲文章』の成立の下限とされる寛治二年（1088）からさほど間を置かない寛治七年（1093）に成立した仏教教訓書『花鳥集』に、『仲文章』の措辞や文章が直接取り入れられていることが明らかにされ¹⁸、さらに院政期に作成された「箕面寺縁起」において、本書が実際に縁起の文章作成に用いられていたことが明らかになった¹⁹。

○『花鳥集』…序文に「于時寛治七年（癸酉）七月下（庚子）歳中撰月々定日」とあり、寛治七年（1093）の成立が示される。作中に作者名は記されていないが、序に「臨命終時、兼知死期（命終の時に臨み、兼ねて死期を知る）」、「雖諸国広、当国留跡、雖諸郡多、当郡静居（諸国広しと雖も、当国に跡を留め、諸郡多しと雖も、当郡に静居す）」とあるところから、作者は死期の近いことを覚悟しており（高齢者か）、地方の某国某郡に暮らしていることが知られる。その内容を東大寺本の篇目により示せば、第一発心、第二勸心、第三善業、第四悪業から第十一孝養、第十二不孝養までの十二項目から成り、山岸徳平氏が「仏教の教理を述べながら、対句の修練にもなるやうに出来て居ります」²⁰と説かれたように、仏教の教を説く教訓書でありながら、同時に初学者への漢文作成、特に対句の作成法の実例集としても使えるように作られた幼学書である。『仲文章』も、孝養篇第一、学業篇第二、農業篇第三以下、貴賤、吏民、礼法、金友と、教訓の内容としては世俗の事柄を扱った教訓書ではあるが、同時に対句の作成の実例を学ぶための幼学書でもあるところから、『仲文章』『花鳥集』の両者は書物としての性格が共通している。両者はまた、破格の文体（正格の漢文体ではない）による構文や世俗的で和習を交えた措辞の使用なども共通しており、『花鳥集』は先行の教訓書『仲文章』を強く意識しながら、その仏教版を目指して作成されたと考えて大きく誤らないであろう。両者の構成方法や文体・措辞の近似性、序における作者像の共通性を見ていると、『仲文章』の作者自身が後に『花鳥集』を作成したのではないか、という想像も禁じ得ない。漢文作成の模範文例テキストとしての『花鳥集』の目的は、仏教に特化した内容か

¹⁴ 倉本一宏氏「『今昔物語集』所収平将門説話と『将門記』との関係について」（『関東学院大学文学部紀要』〈関東学院大学人文科学研究所〉60号、1990年）参照。

¹⁵ 平田俊春氏「将門記の成立と扶桑略記」（初出『藝林』〈藝林会〉5巻5号、1954年10月。後に同氏『日本古典の成立の研究』〈日本書院、1959年〉、『論集平将門研究』〈現代思潮社、1975年〉に所収）参照。

¹⁶ 武久堅氏「『将門記』依拠の段階—平家物語の貞盛伝と将門伝—」（『広島女学院大学国語国文学誌』第10号、1980年12月）参照。

¹⁷ 寺島修一氏「『温故知新書』引書攷—『仲文章』の場合—」（『文学史研究』〈大阪市立大学国語国文学研究室〉第34号、1993年12月）参照。

¹⁸ 後藤昭雄氏「『花鳥集』「金剛寺蔵『花鳥集』翻刻」（『本朝漢詩文資料論』勉誠出版、2012年）参照。

¹⁹ 仁木夏実氏「箕面寺縁起の表現をめぐって（*Mino'odera engi. The Education of Monks and Lay People*）」。国際研究集会“Repositioning Shugendō: New Research Directions on Japanese Mountain Religions”（於カリフォルニア大学サンタ・バーバラ校、2017年6月20日）における研究発表。

²⁰ 山岸徳平氏「澄憲とその作品—作文集を中心として—」（山岸徳平著作集I『日本漢文学研究』有精堂、1972年）の山岸氏所蔵『花鳥集』の紹介文による。

ら見て、やはり願文や表白などの仏事用の文書の作成に資することにあつたと見てよいであろう。

○「箕面寺縁起」…「九条家本諸寺縁起集」のうち的一篇。『凶書寮叢刊 伏見宮家九条家旧蔵 諸寺縁起集』（宮内庁書陵部、1970年）所収。撰津国箕面寺（一名竜安寺）の縁起、および草創者役行者の伝。一卷。作者、成立年次不明。鎌倉期写。卷子。承安三年（1173）、興福寺の高僧覚憲撰述「興福寺本願大織冠藤原鎌足報恩講経講師表白」（『三国伝灯記』所収）に引かれ、鎌倉初期には『諸山縁起』、十卷本『伊呂波字類抄』に引用される²¹。注19の仁木氏の指摘に拠り、『仲文章』の利用箇所を示す。

・『箕面寺縁起』（役行者が初めて箕面の山中に入り、峡谷の幽深な景に圧倒される場面）。

潤流深崎、北与南帯於霧、隠於月。泉木抵于嵐、蔓草嬾于花。白雲靡風、不離山腰依々也。薜蘿懸巖、不絶翠枝聳々也（潤流深崎、北と南に霧を帯び、月を隠せり。泉木嵐に^{あた}抵り、蔓草花に^{ものう}嬾し。白雲風に靡き、山腰を離れずして依々たり。薜蘿巖に^{いはほ}懸り、翠枝に絶えずして聳々たり）。

・『仲文章』（学業篇）

白雲帶風、不離山腰。薜蘿懸巖、不絶於松枝。孔子不忘本学友、賢者重一室之朋（白雲風を帯び、山腰を離れず。薜蘿巖に^{いはほ}懸り、松枝に絶えず。孔子は本の学友を忘れず、賢者は一室の朋を^{とも}重んず）。

『仲文章』の「白雲…、薜蘿…」の対句は、以下の「孔子は本の学友を忘れず、賢者は一室の朋を重んず」という、学業における学友の大切さを説いた対句の前置きとして使われ、山腹の白雲が風に吹かれても山を離れない様や、巖崖にかかった薜蘿が松の枝に邪魔されても切れない様を述べることで、学友同士の結びつきの強さを喩えた対句であった。それを『箕面寺縁起』では、純粋な景観の描写として、箕面山中の様子を描く対句に用いている。これは『仲文章』の章句・措辞の単純な引用ではなく、明らかに『仲文章』の対句の措辞を対句の構成要素として学び取り、それを自らの漢文作成に主体的に応用したもので、『仲文章』が模範文例的テキストとして用いられたことを証す極めて貴重な例である。

○「海住山上人御房十三年追善願文」（東大寺文書所収、『鎌倉遺文』巻五・3342）

さらに私に見いだした、『仲文章』の対句の措辞が新たに熟語化して用いられた可能性がある事例を追加しておきたい。この願文は元仁二年（1225）二月三日の作で、作者は不明であるが東大寺の僧侶と推定される。この願文は建暦三年（1213）に遷化した解脱房貞慶上人（海住山上人御房）の十三回忌の追善の法会のために作られたもので、その文中に「上人の遷化から十三年が経過したが師を失った悲しみはずっと癒えることがない」と述べた、次のような章句が存する。

然間、萍桂転影、十三廻之寒燠頻悞。茶蓼在口、千万端之傷嗟未休（然る間、萍桂影を転じ、十三廻の寒燠頻りに^{うら}悞む。茶蓼口に在り、千万端の傷嗟未だ^や休まず）。

*茶、底本「茶」、意により改める。「茶蓼」はにがなとたで。ともに苦い味で、父母など大切な人に死なれた心痛の喩えに用いられる。

この傍線部の「萍桂」は、正式な漢語ではなく（『大漢和辞典』『漢語大詞典』等に未載、四庫全書・四部叢刊等の電子データベース類にも熟語としての用例は検索されず）、『本朝文粹』をはじめとする平安朝漢詩文にも未見の語であり、「萍桂転影」は、下句の「十三廻之寒燠…」との繋がりから時節の移り変わりについて述べた章句であろうとは想像されるものの、「萍桂」の意味は難解である。おそらくこの「萍桂」の語は、『仲文章』（礼法篇）に、

人臣尊卑、如荷雲之桂。生神往来、似波上之萍（人臣の尊卑は、雲を^{にな}荷へる桂の如し。生神の往来は、波の上の萍に似たり）。

とある傍線部の「桂」と「萍」の語対を一語に合わせたものであろう。『仲文章』では「桂」「萍」は、「人の尊卑は、雲に覆われる月（＝桂）のように転変極まりなく、肉体や魂²²の往来（すなわち「人の生

²¹ 以上の記述は川崎剛志氏『修験縁起の研究－正統な起源と歴史の創出と受容－』（和泉書院、2021年）の第二章「『箕面寺縁起』－真言密教の血脈への加筆－」に拠る。

²² 「生神」は正式な漢語ではなく、他に例を見ない語であるが、『諸本集成 仲文章注解』の注に「生」は肉体、「神」は心か」とあるのを参考に、このように解してみた。

死)は、波の上に漂う^{うきくさ}萍のようにはかないものだ、という文脈の中で、移り変わりゆく、はかないものの比喩として対語にされていた。従って願文の「萍桂転影」も、「(波の上に漂う)^{うきくさ}萍や(雲に覆われる)月もはかなくその姿を変え(時節は移りゆき)」のような意と解されるが、この『仲文章』の章句がなければ、「萍」と「桂」が取り合わされて熟語になる必然性は理解しにくい。この事例も『仲文章』が漢文作成のための文例テキストとして学ばれた結果、その対句表現から新たな造語が生み出されたものと捉えることができるのではないか。

このように『仲文章』は、仏教の世界を中心として、幼学書や願文・縁起の表現を形成するのに幅広く利用されており、平安末から中世にかけての下層階級の漢文世界においても、引き続き幼学書としての役割を果たしていたものと考えられる。

おわりに

以上、下層階級の漢文世界が生み出した『尾張国解文』『将門記』『仲文章』の三作品を資料として、下層階級の漢文世界の作品が、文人官僚たちが属する『本朝文粹』的漢文世界の作品に対して、どのような特徴を持っているのかを縷々述べてきた。ここであらためてその要点を述べれば次の通りである。

- ・正統的な漢籍には用いられない語彙や表現、正統的な漢籍の用法からずれた語彙や表現が用いられる(第2章)。
- ・都の宮廷社会の天皇・貴族や官僚たちを意識して作成される『本朝文粹』的漢文世界の作品に対して、下層階級の漢文世界の作品は、在地の庶民や、庶民たちを領導する立場の官吏(あるいは寺僧をも含む)を意識して作成されている(第3章・第4章)。
- ・ただし下層階級の漢文世界と『本朝文粹』的漢文世界とは完全に分離しているのではなく、『本朝文粹』的漢文世界に属する文人官僚たちと下層階級の漢文世界の作者たちとの間では、日常の行政文書の作成に用いる官吏としての基礎的な漢文のリテラシーは共有されており、文人官僚たちも、作成する作品(文書)の性格によっては、下層階級の漢文世界の作者たちと同様の用語・表現を用いて文章を綴っていた(第5章)。

そして直前の第6章では、これら下層階級の漢文世界が生み出した作品が後世に継承され、影響を与えていく様を見てきたが、そこからは平安時代における下層階級の漢文世界が、閉じられた世界であったのではなく、後世に繋がっていく開かれた世界であったことが見て取れた。

このような後世への繋がりの中で、平安時代の下層階級の漢文世界のリテラシーを下支えした〈幼学〉の漢故事世界が、中世の軍記・説話や唱導の世界へと流れ込み、さらに能などの芸能へと敷衍されていくが、その様相は黒田彰氏・牧野和夫氏などにより次第に明らかにされてきている²³。本稿では下層階級の漢文世界の特質の一端を『本朝文粹』的漢文世界との対比において検討してきたが、今後も多方面から下層階級の漢文世界に接近していくことで、平安時代から中世にかけての〈幼学〉に下支えされた漢文リテラシーのあり方やその発現の諸相を探っていきたいと思う。

²³ 黒田彰氏『中世説話の文学史的環境』(和泉書院、1987年)、『中世説話の文学史的環境 続』(同、1995年)、牧野和夫氏『中世の説話と学問』(和泉書院、1991年)、『延慶本『平家物語』の説話と学問』(思文閣出版、2005年)などを参照。